

## 選挙における介護保険サービスの利用について

名古屋市選挙管理委員会事務局

### < 今回の研修でお伝えしたいこと >

○選挙のために投票所にお出かけいただく際の、ヘルパーさんによる介助も、介護保険の運用上、いわゆる「訪問介護」として認められます。

### (制度の説明)

- ・在宅の高齢の方のうち、投票に行くのに介助が必要な方から投票に行くのが困難という声は多く寄せられています。
- ・もし利用者さんで、「選挙で投票所まで行くのに困っている」という方がいらっしゃいましたら、またケアマネジャーさんからみても妥当と思われる場合には、ケアプランに位置付けていただければ制度が利用ができます。この点が利用者の方に十分伝わっていると言える状況ではないため、毎年この研修の機会を借りて周知をさせて頂いております。
- ・次のページのチラシが今年7月に行われた参議院議員選挙を周知するために選挙管理委員会で作成したチラシになります。
- ・チラシの一番下の赤枠の部分ですが、「投票所に行く際に介助が必要な方は」ということで、「要介護認定を受けている方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、事前にケアマネジャーにご相談ください。」と書かせていただいて、チラシをご覧になった方にご案内をさせて頂いております。

### (参考) 郵便等投票について

- ・介護保険とは無関係の事柄となりますが、公職選挙法に定められた制度において、在宅の方で一定の条件を満たした方については、投票所まで行かず、郵送で投票できるという制度があります。
- ・3ページ目に郵便等投票に関する資料を掲載しています。
- ・この制度を皆様にすべてご理解いただくことは困難でございますので、こういう制度があるということだけご承知いただき、もし利用者さんから聞かれましたら、事前に手続きも必要となりますので、各区の選挙管理委員会にお問い合わせください。
- ・ただし、対象となる方が限定されておりまして、要介護の方については「要介護5」の方に限定されております。
- ・この要介護5のみという要件につきましては、範囲を拡大すべきではないかとの指摘もございまして、政令指定都市の選挙管理委員会とも問題意識を共有し、国に対して要望を行っていますが、改正されるまでには至っておりません。
- ・なお、新型コロナウイルスに感染した方に対しては、別に自宅で投票する特例郵便等投票という仕組みがあります。

未来は、  
私たちが決める。



# 参議院議員 通常選挙

# 7.10

投票日  
[日]

投票時間：午前7時から午後8時まで

## 投票日当日に投票できる方

平成16年7月11日までに生まれた方で、令和4年3月21日以前から市内に住民票があり、引き続き市内に居住している方は、投票日当日、投票していただけます。

## 既に名古屋市内の選挙人名簿に登録されている方で、 市内間で住所異動された場合

- ①令和4年6月5日までに住民異動届をされた方は新住所地で投票できます。
  - ②令和4年6月6日以降に住民異動届をされた方は旧住所地で投票できます。
- ※令和4年3月10日以降に名古屋市から他の市町村へ転出された場合、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方は旧住所地である名古屋市で投票できます。

視覚に障害のある方に

点字または音声による「選挙のお知らせ」をお配りしています。視覚に障害があり、ご存知ない方がいらっしゃいましたら、お伝えください。

投票所に行く際に  
介助が必要な方は

要介護認定を受けている方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、事前にケアマネジャーにご相談ください。障害福祉サービス等をご利用の方で、投票所に行く際に介助が必要な方は、ヘルパー・相談員にご相談ください。

## 期日前投票のご案内

【投票日にご都合の悪い方】  
【混雑を避けたい方】は、期日前投票制度をご利用ください

期間

6/23<sup>木</sup>から7/9<sup>土</sup>まで

土曜・日曜を含む毎日、午前8時30分から午後8時まで

※最終日に近づくとも投票者が増えますので、受付に時間がかかる場合があります。

【場所】選挙人名簿に登録されている区の期日前投票所（区役所内または支所内など）

【手続】「選挙のお知らせ」裏面の記入欄に必要事項をご記入のうえ、お持ちください。また、「選挙のお知らせ」をお持ちでなくても、期日前投票所に備え付けてある用紙にご記入いただくことで投票できます。

※滞在地の市区町村選挙管理委員会や病院・老人ホームなどの指定施設で投票できる不在者投票制度もあります。（あらかじめ手続きが必要です。）

※「身体障害者手帳」等をお持ちで特定の重度障害のある方や、介護保険で「要介護5」の認定を受けている方は、郵便等による不在者投票制度もあります。また、その対象者で下肢・視覚の重度障害がある方には代理記載の制度もあります。（いずれも、あらかじめ手続きが必要です。）

# 郵便等による不在者投票の対象者

郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳が戦傷病者手帳をお持ちの選挙人で、次のような障害のある方（○印の該当者）又は介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方に認められています（平成16年3月より対象者が拡大されました）。

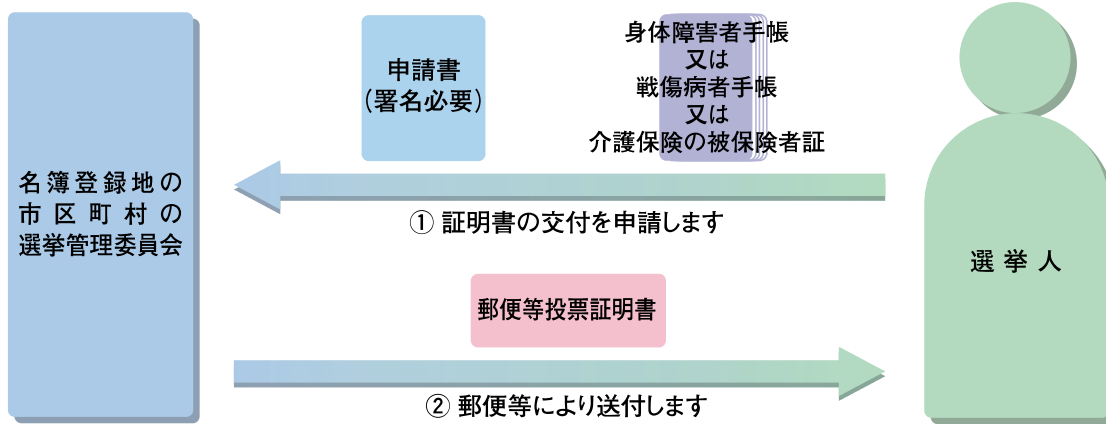
身体障害者手帳	障害名	障害の程度			備考	戦傷病者手帳	障害名	障害の程度				備考	介護保険の被保険者証	要介護状態区分
		1級	2級	3級				特別項症	第1項症	第2項症	第3項症			
	両下肢、体幹、移動機能の障害	○	○	/	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。		両下肢、体幹の障害	○	○	○	/	手帳の記載では該当するかどうか分からないときは、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。	介護保険の被保険者証	要介護状態区分
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	○	—	○			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障害	○	○	○	○			
	免疫、肝臓の障害	○	○	○										

# 郵便等による不在者投票の手続

郵便等による不在者投票の手続は次のとおりです。なお、「郵便等投票証明書」は、投票の際に必要となりますので、忘れずに申請するようにしましょう。

## 1 郵便等投票証明書の交付申請

投票に先立って、郵便等による不在者投票をすることができる選挙人であることを証明する「郵便等投票証明書」の交付を、選挙人名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に申請します。



## 2 投票手続

